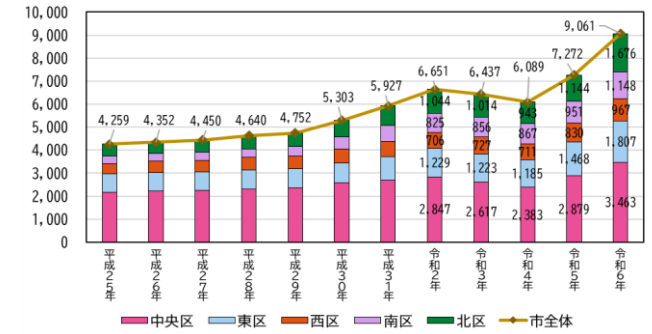
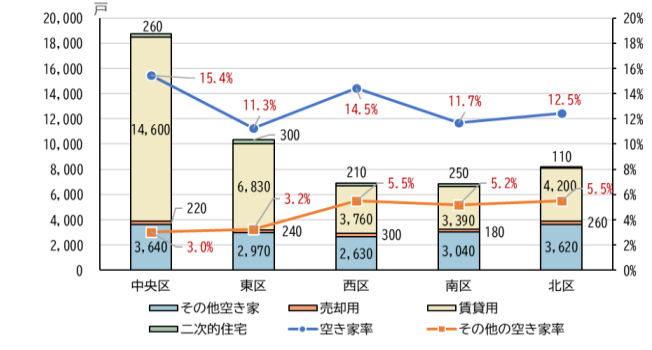
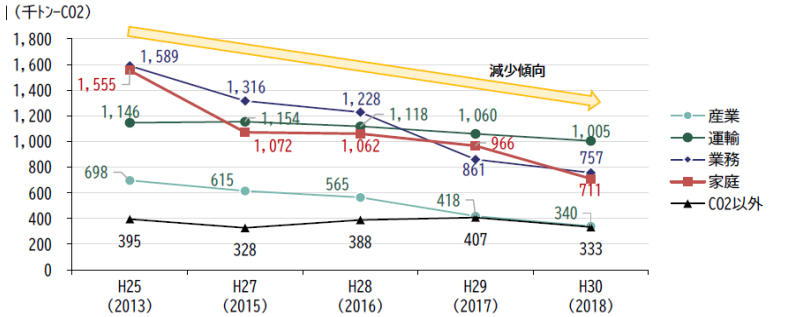
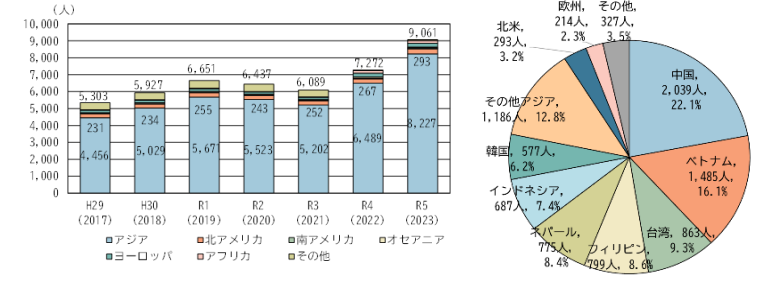


No	変更事由	修正前(旧・11月会議時の素案)	修正後(新・改定案)
1	パブリックコメント意見を受けた修正	P5 第2章 住生活における現状と課題 2-1 課題整理の視点 ・「まち」の視点:住環境の整備、住産業等のDX 化、地域コミュニティ等、住生活を支える住環境が整えられているか	・「まち」の視点:住環境の整備、住 宅関連 産業等のDX 化、地域コミュニティ等、住生活を支える住環境が整えられているか
2	庁内調整又は自主点検による修正	P14 第2章 住生活における現状と課題 2-2 「ひと」の視点における現状と課題 (新規)	●市内の外国人人口は、令和2年(2020年)まで増加していましたが、新型コロナ禍を機に一時減となりました。しかし、令和5年(2023年)以降は再度増加に転じました。特に、中央区・東区・北区は増加の幅が大きくなりました【図2-16】。  (以降、第2章の図番号の変更)
3	庁内調整又は自主点検による修正	P17 第2章 住生活における現状と課題 2-3 「住まい」の視点における現状と課題 (新規)	●令和5年(2023年)の本市の空き家率は13.2%であり【図2-17】、区によって空き家の種類ごとの構成割合が異なります。最も空き家率が高いのは中央区で15.4%ですが、これは賃貸用の空き家戸数が影響していると考えられます【図2-22】。  ※その他の空き家は、老人ホームや病院への入所、所有者死亡後に空き家になった住宅など、市場に流通していないと想定される空き家(空き家の区分の判断が困難な住宅を含む)。 ※二次的住宅は、週末や休暇時に避暑等の目的で使用される住宅(別荘)、又は普段居住する住宅と別に、残業等を理由にたまに寝泊まりしている人がいる住宅。 (以降、第2章の図番号の変更)
4	パブリックコメント意見を受けた修正	P19 第2章 住生活における現状と課題 2-3 「住まい」の視点における現状と課題 ●本市では、温室効果ガス排出量は全ての部門で減少傾向にあります【図2-23】。	●本市では、家庭部門における温室効果ガス排出量は減少傾向にあります。再生可能エネルギーの普及等により電力排出係数(電力会社で1kWhの電気を作る際にどれくらいのCO2を排出したか)が基礎年度から減少していることに加え、家庭において高効率家電への更新などの省エネ対策が推進されていることが要因と考えられます【図2-25】。  図 2-23 温室効果ガスの排出量の推移(熊本市) 資料:令和4年度(2022年度)熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策の実施状況報告書(熊本市)
5	庁内調整又は自主点検による修正	P24 第2章 住生活における現状と課題 2-4 「まち」の視点における現状と課題 ●半導体関連企業等の県内進出に伴い、本市や連携中枢都市圏における人口の流入が見込まれます【図:資料編へ】。	●本市地域別の外国人人口はアジアが最も多く、次いで北アメリカとなっています。令和5年(2023年)ではアジアで8,277人、北アメリカが293人となっています【図2-33左図】。 ●令和5年12月末時点の本市国籍別の外国人人口構成比をみると、中国が22%と最も多く、次いでベトナムが16%、台湾が9%となっています【図2-33右図】。半導体関連企業等の県内進出に伴い、本市や近隣市町への人口の流入が見込まれます。  ※資料編の図を本編第2章に移動し、内容も修正。

No	変更事由	修正前(旧・11月会議時の素案)	修正後(新・改定案)
6	パブリックコメント意見を受けた修正	P27 第3章 基本理念と目標 3-3 視点と目標の設定 目標2. 災害への備えや空き家対策による「安全な住まいの実現」 熊本地震の教訓を踏まえ、住宅の耐震化や日常的な災害の備え、防災意識の向上に取り組むとともに、適切に維持管理されない空き家の発生を防ぐ取組等により、住まいの安全性の向上を目指します。	目標2. 災害への備えや空き家対策による「安全な住まいの実現」 熊本地震の教訓を踏まえ、住宅の耐震化や 住まいの災害リスクの認識等 、日常的な災害の備え、防災意識の向上に取り組むとともに、適切に維持管理されない空き家の発生を防ぐ取組等により、住まいの安全性の向上を目指します。
7	パブリックコメント意見を受けた修正	P29 第4章 施策展開と検証指標 4-2 施策の具体的内容 施策1-1 主な取組 子育てエコホーム支援事業の情報発信：住宅政策課	子育てしやすい住まいの確保 主な取組 国の子育て・省エネ住宅関連補助 事業の情報発信：住宅政策課
8	住宅審議会意見を受けた修正	P30 第4章 施策展開と検証指標 4-2 施策の具体的内容 施策1-2 少子高齢化が進行し、多様なニーズが生まれるなか高齢者、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるようにし、持続可能なものとして地域共生社会を実現することが必要です。 そのために、家庭内での転落や転倒等による事故を防ぐため、バリアフリー化や在宅介護に備えた改修を支援します。 また、地域に暮らす住民同士が日頃から顔の見える関係を築くこと、地域住民や保健・医療・福祉・介護に関する専門機関等が連携して支えていく地域包括ケアシステムの推進等、暮らしの安心を高める支援体制の充実に取り組みます。 さらに、高齢者等の多様な住まいのニーズに対する受け皿として、市場における豊富な民間賃貸住宅ストックの活用を促進し、公営住宅と併せた重層的な住宅セーフティネットの構築に努めます。市営住宅への入居が難しい方や民間賃貸住宅で入居を拒まれる方等、住まいの確保に課題を抱える高齢者がスムーズに住まいを確保できるよう居住支援を行います。	少子高齢化が進行し、多様なニーズが生まれるなか、高齢者、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるようにし、持続可能なものとして地域共生社会を実現することが必要です。そのためには、 高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービス等が提供される高齢者向け住宅の確保や、高齢期においても自宅で健康に暮らし続けることができる安全な住まいづくり等が必要 です。 サービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向け住宅については、管理適正化や普及啓発に努めます。高齢者等の多様な住まいのニーズに対する受け皿として、市場における豊富な民間賃貸住宅ストックの活用を促進し、セーフティネット住宅や公営住宅も含めた重層的な住宅セーフティネット構築に努めます。 家庭内においては、転落や転倒等による事故を防ぐため、バリアフリー化や在宅介護に備えた改修を支援します。そして、今後増加が予想される単身高齢者をはじめとした見守りが必要な方への支援については、近年発達の著しいICT機器等の活用等を普及啓発します。 また、熊本市居住支援協議会、住宅確保要配慮者居住支援法人等と連携した入居時・入居中・退去時の居住支援を提供します。さらに、地域に暮らす住民同士が日頃から顔の見える関係を築くこと、地域住民や保健・医療・福祉・介護に関する専門機関等が連携して支えていく地域包括ケアシステムの推進等、暮らしの安心を高める支援体制の充実に取り組みます。
9	住宅審議会意見を受けた修正	P30 第4章 施策展開と検証指標 4-2 施策の具体的内容 施策1-2 主な取組 住宅のバリアフリー化の支援：住宅政策課、介護保険課、障がい福祉課 サービス付き高齢者向け住宅の普及啓発と適正な運営の推進：住宅政策課、介護事業指導課 シルバーハウジングへの生活援助員の派遣：高齢福祉課 地域包括支援センター・障がい者支援センター等による高齢者・障がい者等の相談体制の充実：高齢福祉課 障がい福祉課 住民主体で実施する高齢者健康サロンや介護予防活動「くまもと元氣くらぶ」、地域支え合い型サービスの活動支援：高齢福祉課 ひとり暮らし等の高齢者、在宅障がい者への緊急通報システムの普及啓発：高齢福祉課、障がい福祉課 熊本市地域居住支援事業：保護管理援護課 住宅確保給付金による離職者の支援：保護管理援護課 あんしん住み替え相談会の運営や各種相談窓口と連携した相談支援：住宅政策課	高齢者等が安心して暮らせる住まいの確保 主な取組 サービス付き高齢者向け住宅の普及啓発と適正な運営の推進：住宅政策課、介護事業指導課 シルバーハウジングへの生活援助員の派遣：高齢福祉課 セーフティネット住宅登録の普及啓発：住宅政策課 子育て世帯、高齢者、障がい者等への市営住宅の優先提供(再掲)：市営住宅課 住宅のバリアフリー化の支援：住宅政策課、介護保険課、障がい福祉課 ICT機器等を活用した見守りの導入等の普及啓発：住宅政策課 熊本市居住支援協議会、居住支援法人と連携した居住支援：住宅政策課 あんしん住み替え相談会の 充実 や各種相談窓口と連携した相談支援：住宅政策課 地域包括支援センター・障がい者支援センター等による高齢者・障がい者等の相談体制の充実：高齢福祉課、障がい福祉課 「ふれあい・いきいきサロン」や介護予防活動「くまもと元氣くらぶ」、地域支え合い型サービスの活動支援：高齢福祉課 ひとり暮らし等の高齢者、在宅障がい者への緊急通報システムの普及啓発：高齢福祉課、障がい福祉課 熊本市地域居住支援事業：保護管理援護課 住宅確保給付金による離職者の支援：保護管理援護課
10	庁内調整又は自主点検による修正	P31 第4章 施策展開と検証指標 4-2 施策の具体的内容 熊本市高齢者居住安定確保計画 概要 計画の背景と目的 今後さらなる進展が予想される高齢社会においても、様々な立場の高齢者が安心して暮らせる住まいを確保できるよう、住宅部局と福祉部局の緊密な連携による取組が必要です。そのため、高齢者の住まいの現状や社会情勢の変化に対応し、高齢者の居住の安定確保に向けた更なる施策展開を図ることを目的とします。 計画の位置づけ 高齢者住まい法第4条の2に規定された「市町村高齢者居住安定確保計画」として策定するものです。 計画期間 令和7年度(2025年度)～令和13年度(2031年度) 高齢者の居住の安定確保に向けた目標 ◆高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービス等が提供される高齢者向け住宅の確保 ◆高齢期においても自宅で健康に暮らし続けることができる安全な住まいづくり 目標達成のために必要な事項 ① 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホーム等の供給の促進 ② 高齢者が入居する賃貸住宅の管理の適正化 ③ 高齢者に適した良好な住環境を有する住宅の整備の促進 ④ 高齢者居宅支援施設の整備の促進 ⑤ 高齢者居宅生活支援体制の確保 ⑥ その他高齢者の居住の安定確保に関して必要な事項	計画の背景と目的 高齢化率や高齢単身世帯割合の更なる上昇が予想されるなか 、様々な立場の高齢者が安心して暮らせる住まいを確保できるよう、住宅部局と福祉部局が 密に連携をとりながら 、更なる施策展開を図ることを目的とします。 計画の位置づけ 高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者住まい法)第4条の2に規定された「市町村高齢者居住安定確保計画」として策定するもので、熊本市住生活基本計画に準拠します。 計画期間 令和7年度(2025年度)～令和13年度(2031年度) 高齢者の居住の安定確保に向けた目標 ◆高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービス等が提供される高齢者向け住宅の確保 ◆高齢期においても自宅で健康に暮らし続けることができる安全な住まいづくり 目標達成のために必要な事項 ① 高齢者に対する賃貸住宅及び 施設 等の供給の促進 ② 高齢者が入居する賃貸住宅の管理の適正化 ③ 高齢者に適した良好な 住まい の整備の促進 ④ 高齢者居宅支援施設の整備の促進 ⑤ 高齢者居宅生活支援体制の確保 ⑥ 住宅の管理不全防止に係る取組

No	変更事由	修正前(旧・11月会議時の素案)	修正後(新・改定案)
11	住宅審議会意見を受けた修正	P32 第4章 施策展開と検証指標 4-2 施策の具体的内容 施策1-3 低額所得者や高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯等、住宅確保要配慮者が安心して住宅を確保するためには、行政と関連事業者等が連携して、入居支援や生活支援等の居住支援に取り組む必要があります。 そのために、住宅に困窮する方々の多様なニーズに対する受け皿として、市場における豊富な民間賃貸住宅ストックの活用を促進し、公営住宅と併せた重層的な住宅セーフティネットの構築に努めます。本市セーフティネット住宅戸数は令和7年(2050年)3月現在、6,000戸を超えていますが、低廉な家賃のセーフティネット住宅が不足していることから、セーフティネット住宅登録の普及啓発を継続します。 市営住宅への入居が難しい方や、民間において賃借人の経済面や生活トラブルへの不安等により賃貸住宅で入居を拒まれる方、今後増加が見込まれる外国人等、住まいの確保に課題を抱える方に対しては、相談窓口の充実により、スムーズに住まいを確保できるよう居住支援を行います。 さらに、近年、インターネット等の普及により、行政や市民の情報発信・収集力が飛躍的に向上していることから、ホームページやSNS等を積極的に活用するとともに発信する情報の内容充実を図ります。同時に、セミナーや相談会、相談窓口等を活用した直接的な情報提供も強化する等、適切で効果的な情報発信を行います。誰にでも届く情報発信を進めるため、地域や事業者等へ、行政の支援制度等の暮らしに関する情報発信を行います。	住宅確保要配慮者への支援の充実 低額所得者や高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯等、住宅確保要配慮者が安心して住宅を確保するためには、行政の住宅部局・福祉部局と関連団体・事業者等が連携して、入居支援や生活支援等の居住支援に取り組む必要があります。 (削除)住宅に困窮する方々の多様なニーズに対する受け皿として、市場における豊富な民間賃貸住宅ストックの活用を促進し、公営住宅と併せた重層的な住宅セーフティネットの構築に努めます。本市では低廉な家賃の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(セーフティネット住宅)が不足していることから、セーフティネット住宅登録の普及啓発を継続します。 市営住宅への入居が難しい方や、民間において賃借人の経済面や生活トラブルへの不安等により賃貸住宅で入居を拒まれる方、今後増加が見込まれる外国人等、住まいの確保に課題を抱える方に対しては、相談窓口の充実により、スムーズに住まいを確保できるよう居住支援を行います。熊本市居住支援協議会、住宅確保要配慮者居住支援法人等と連携した入居時・入居中・退去時の居住支援を提供します。また、近年発達の著しいICT機器等を活用した見守りの導入等の普及啓発を行います。
12	住宅審議会意見を受けた修正	P32 第4章 施策展開と検証指標 4-2 施策の具体的内容 施策1-3 主な取組(新規)	住宅確保要配慮者への支援の充実 主な取組 ICT機器等を活用した見守りの導入等の普及啓発:住宅政策課
13	庁内調整又は自主点検による修正	P33 第4章 施策展開と検証指標 4-2 施策の具体的内容 熊本市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画 概要 計画の背景と目的 単身高齢者等の住宅確保要配慮者の円滑な住まいの確保に向けて、賃貸人の不安解消を図るとともに、市営住宅等の公的賃貸住宅や民間賃貸住宅による重層的な住宅セーフティネット機能の更なる強化を図ることを目的とします。 計画の位置づけ 住宅セーフティネット法第6条第1項に規定された「市町村賃貸住宅供給促進計画」として策定するものです。 計画期間 令和7年度(2025年度)～令和13年度(2031年度) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標 ◆公営住宅の供給量 ◆住宅セーフティネットに関わる民間住宅の登録物件数 目標達成のために必要な事項 ① 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進 ② 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進 ③ 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化	住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画 概要 計画の背景と目的 単身高齢者等の住宅確保要配慮者が増加している中、要配慮者の円滑な住まいの確保に向けて、市営住宅等の公的賃貸住宅や民間賃貸住宅による重層的な住宅セーフティネット機能の更なる強化を図ることを目的とします。 計画の位置づけ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)第6条第1項に規定された「市町村賃貸住宅供給促進計画」として策定するもので、熊本市住生活基本計画に準拠します。 計画期間 令和7年度(2025年度)～令和13年度(2031年度) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅供給の目標 ◆市営住宅の適正管理と供給促進 ◆住宅セーフティネットを構成する民間賃貸住宅の供給促進 目標達成のために必要な事項 ① 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進 ② 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進 ③ 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化
14	庁内調整又は自主点検による修正	P34 第4章 施策展開と検証指標 4-2 施策の具体的内容 施策1-4 検証指標 市営住宅家賃収納率 単位 % 基準値92.6(R6) 目標値●(R13) 市営住宅実質空室率※ 単位 % 基準値●(R6) 目標値●(R13) ※市営住宅長寿命化計画に基づき、令和13年度までに耐用年限を迎える「用途廃止対象団地」24団地492戸は算入していない。	市営住宅の適正管理・運用 検証指標 市営住宅家賃収納率 単位 % 基準値92.60(R6) 目標値94.37(R13) 市営住宅実質空室率※ 単位 % 基準値14.9(R6) 目標値11.6(R13) ※市営住宅長寿命化計画に基づき、令和13年度までに耐用年限を迎える「用途廃止対象団地」及び建替団地26団地は算入していない。
15	パブリックコメント意見を受けた修正	P36 第4章 施策展開と検証指標 4-2 施策の具体的内容 施策2-1 地震による被害の軽減を図り、市民の生命、身体及び財産を保護するためには、耐震改修等によって住宅の耐震性を向上させることが必要となります。	住宅の耐震化の促進 地震による被害の軽減を図り、市民の生命、身体及び財産を保護するためには、耐震改修や建替等によって住宅の耐震性を向上させることが必要となります。
16	パブリックコメント意見を受けた修正	P38 第4章 施策展開と検証指標 4-2 施策の具体的内容 施策2-2 そのために、災害に強い市営住宅の整備、地域で想定される危険箇所や避難場所等を把握することができる地域版ハザードマップの作成、市街化調整区域かつ浸水想定区域に建築する際に床面の高さが想定浸水深以上になる居室を設ける基準の設定、雨水浸透樹設置に対する補助の実施等による住宅地からの雨水流出抑制対策の推進等、様々な視点から、防災対策を実施します。	災害に強い住宅づくりや防災意識の啓発 そのために、洪水・高潮・津波・土砂災害等のハザードマップを周知したうえで、地域で想定される危険箇所や避難場所等を把握することができる地域版ハザードマップの作成を支援します。また、市街化調整区域かつ浸水想定区域に建築する際に床面の高さが想定浸水深以上になる居室を設ける基準を設定します。他にも、災害に強い市営住宅を整備したり、雨水浸透樹設置に対する補助の実施等による住宅地からの雨水流出抑制対策を推進したりする等、様々な視点から、防災対策を実施します。
17	パブリックコメント意見を受けた修正	P38 第4章 施策展開と検証指標 4-2 施策の具体的内容 施策2-2 主な取組(新規)	災害に強い住宅づくりや防災意識の啓発 主な取組 熊本市ハザードマップ(洪水・高潮・津波・土砂災害・地震・液状化)の周知:防災計画課

No	変更事由	修正前(旧・11月会議時の素案)	修正後(新・改定案)
18	住宅審議会意見を受けた修正	P39～43 第4章 施策展開と検証指標 4-2 施策の具体的内容 熊本地震の被害の状況等と本市の主な取組(住生活関連) ※全体的に再編成。	※全体的に再編成。 ・「応急仮設住宅等の提供 11,988世帯 提供」→「賃貸型応急仮設住宅の提供 契約総数10,540件」 ・「伴走型住まい確保支援」に「高齢者等、住宅確保要配慮者の対応は、熊本市居住支援協議会と協力」を追加。 ・特に、「官民で連携した活動」として以下を追加。 ◆コールセンターの設置 ・コールセンターを発災10日後の4月25日に設置し、半年間で受電約7,000件、受付約4,000件の相談に対応 ・ボランティアの協力は、対応者最大15人/日、延べ500人以上 ・賃貸型応急仮設住宅に係る説明・受理・契約等の確認、相談対応、仮設住宅への入居支援 ◆建築士等による安全確認検査、補修型みなし仮設住宅 ・発災後の応急危険度判定による不安を感じた被災者・建物オーナーに対応し、住み続けられるか否かの「安全確認検査」を実施 ・「補修型みなし仮設住宅」という新たな制度設計へつながり、利用可能な賃貸型応急仮設住宅が大幅に増加 ◆出張相談 ・行政と関係団体が協力、区役所や避難所等計29ヶ所出張相談 ◆伴走型住まい確保支援 ・約2年半、約20名の常駐職員が入居者の様々な相談に対応 ◆保証人不在の方々への入居支援 ・一般的な賃貸借が困難で、仮設住居退去後の住まい確保が困難な被災者が対象 ・熊本市社会福祉協議会や熊本市居住支援協議会が中心となり、相談者それぞれにふさわしい住み替え先と支援方法を提案
19	庁内調整又は自主点検による修正	P46 第4章 施策展開と検証指標 4-2 施策の具体的内容 施策3-1 良質な住まいの普及啓発 検証指標 認定長期優良住宅のストック数 単位 戸 基準値●(R5) 目標値●(R13)	検証指標 認定長期優良住宅のストック数 単位 戸 基準値10,154(R5) 目標値17,500(R13)
20	住宅審議会意見を受けた修正	P47 第4章 施策展開と検証指標 4-2 施策の具体的内容 施策3-2 住まいの改善による質の向上 そのために、バリアフリー化等の在宅介護に備えた改修の支援や、既存住宅の断熱改修によるヒートショックの防止の普及啓発、アスベスト飛散等による健康被害の防止の支援、住宅火災による死傷者の減少や被害軽減等に取り組みます。	そのために、バリアフリー化等の在宅介護に備えた改修の支援や、既存住宅の断熱改修によるヒートショックの防止の普及啓発、アスベスト飛散等による健康被害の防止の支援、住宅火災による死傷者の減少や被害軽減等に取り組みます。 住宅を取得、改修等する際は、将来の心身の状況の変化を見据えて建物の可変性を確保する等、ユニバーサルデザインの普及啓発に努めます。
21	住宅審議会意見を受けた修正	P47 第4章 施策展開と検証指標 4-2 施策の具体的内容 施策3-2 住まいの改善による質の向上 主な取組 (新規)	主な取組 ユニバーサルデザインの普及啓発:住宅政策課
22	統計公表による修正	P47 第4章 施策展開と検証指標 4-2 施策の具体的内容 施策3-2 住まいの改善による質の向上 検証指標 高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率※ 単位 % 基準値42.7(H30) 目標値60程度(R10)	検証指標 高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率※ 単位 % 基準値46.3(R5) 目標値51.5(R10)
23	庁内調整又は自主点検による修正	P51 第4章 施策展開と検証指標 4-2 施策の具体的内容 施策4-1 既存住宅の流通促進 検証指標 住宅を取得する際の中古住宅購入割合※ 単位 % 基準値15.6(R5) 目標値17.2(R10) ※住宅・土地統計調査より。 既存住宅の流通促進による効果(以下省略)	検証指標 住宅を取得する際の中古住宅購入割合※ 単位 % 基準値18.5(R5) 目標値25.1(R10) ※住宅・土地統計調査より。{「持ち家総数」-(「相続・贈与」+「その他」)}÷「中古住宅の購入」で算出。 (削除)
24	住宅審議会意見を受けた修正	P51 第4章 施策展開と検証指標 4-2 施策の具体的内容 施策4-1 既存住宅の流通促進 既存住宅の流通促進による効果(以下省略)	(削除) ※P56に内容を修正して特集として掲載
25	パブリックコメント意見を受けた修正	P52 第4章 施策展開と検証指標 4-2 施策の具体的内容 施策4-2 住まい・暮らしの省エネ対策等の普及啓発 本市では令和32年(2050年)カーボンニュートラルを目指しており、住生活において脱炭素化に取り組むことが重要です。特に、令和4年(2022年)の建築物省エネ法改正により、令和7年(2025年)から全ての新築住宅に省エネ基準適合が義務付けられる等、住まいの性能向上による脱炭素化の重要性が高まっています	本市では2050年カーボンニュートラルを目指しており、住生活において脱炭素化に取り組むことが重要です。特に、令和4年(2022年)の建築物省エネ法改正により、令和7年(2025年)から全ての新築住宅に省エネ基準適合が義務付けられる等、住まいの性能向上による脱炭素化の重要性が高まっています。特に、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)や、その水準を大きく上回るGX志向型住宅などの省エネ住宅の普及が目指されています。
26	住宅審議会意見を受けた修正	P52 第4章 施策展開と検証指標 4-2 施策の具体的内容 施策4-2 住まい・暮らしの省エネ対策等の普及啓発 また、地域の森林資源を有効利用し、地域で生産された木材をその地域で消費することで運搬時のCO₂も抑えられ、脱炭素社会の実現につながることから、民間建築物を含めた建築物一般において県産木材の利用促進や、住宅部門の建設廃棄物を削減に向けた長く使い続けることができる長寿命型の木造住宅に関する情報発信、木造による長期優良住宅の普及啓発を図ります。	また、地域の森林資源を有効利用し、地域で生産された木材をその地域で消費することで運搬時のCO₂も抑えられ、脱炭素社会の実現につながることから、民間建築物を含めた建築物一般において県産木材の利用促進や、住宅部門の建設廃棄物を削減に向けた長く使い続けることができる長寿命型の木造住宅に関する情報発信、木造による長期優良住宅の普及啓発を図ります。さらに、地域の気候特性を理解し、日照・通風等に配慮された周辺環境と調和する住まい(環境共生住宅)に関する情報を発信します。
27	住宅審議会意見を受けた修正	P52 第4章 施策展開と検証指標 4-2 施策の具体的内容 施策4-2 住まい・暮らしの省エネ対策等の普及啓発 主な取組 (新規)	主な取組 環境共生住宅に関する情報発信:住宅政策課

No	変更事由	修正前(旧・11月会議時の素案)	修正後(新・改定案)
28	パブリックコメント意見を受けた修正	P53 第4章 施策展開と検証指標 4-2 施策の具体的内容 施策5-1 住まい・暮らしの省エネ対策等の普及啓発 主な取組 住生活に関する効果的な情報発信:住宅政策課、市営住宅課、空家対策課 相談体制や消費者保護の充実:住宅政策課、生活安全課消費者センター	住まい・暮らしの省エネ対策等の普及啓発 主な取組 「 住まいのガイドブック 」等による、住生活に関する効果的な情報発信: 住宅政策課、市営住宅課、空家対策課 相談体制や消費者保護の充実・ 悪質業者対策に関する普及啓発 :住宅政策課、生活安全課消費者センター
29	住宅審議会意見を受けた修正	P54 第4章 施策展開と検証指標 4-2 施策の具体的内容 施策5-2 住宅関連産業や住宅行政のDX 住宅関連産業においては、建設業界の人材不足が顕著なため、事業者に対してテレワーク等の情報を発信するほか、不動産契約の際のIT機器を活用した重要事項説明への取組等、業界のDXを促進します。また、県と協力しながら地元工務店等の情報を収集し、優良な取組事例を発信する等、技術向上と技術者育成、業界振興に取り組みます。	住宅関連産業や住宅行政のDX 住宅関連産業においては、 (削除) 人材不足が顕著なため、事業者に対してテレワーク等の情報を発信するほか、不動産契約の際のIT機器を活用した重要事項説明 や、入居中の見守りにおけるICT機器の導入 等、業界のDXを促進します。また、県と協力しながら地元工務店等の情報を収集し、優良な取組事例を発信する等、技術向上と技術者育成、業界振興に取り組みます。
30	庁内調整又は自主点検による修正	P54 第4章 施策展開と検証指標 4-2 施策の具体的内容 施策5-2 住宅関連産業や住宅行政のDX 一方、本市住宅行政においても、市民が各種手続きをするにあたり、従来の対面又は紙による手法だけでなく、オンライン申請の拡充を行うなど、デジタル市役所(DX)を推進し、行政サービスの利便性と質を向上させます。	住宅関連産業や住宅行政のDX 一方、本市住宅行政においても、市民が各種手続きをするにあたり、従来の対面又は紙による手法だけでなく、オンライン申請の拡充を行うなど、デジタル市役所(DX)を推進し、行政サービスの利便性と質を向上させます。 また、本市で増加する外国人に対して、市営住宅管理センター等の住宅行政窓口における多言語対応はもとより、不動産店の窓口等、住宅関連産業の多言語対応に向けた普及啓発も行います。
31	住宅審議会意見を受けた修正	P54 第4章 施策展開と検証指標 4-2 施策の具体的内容 施策5-2 住宅関連産業や住宅行政のDX 主な取組 (新規)	住宅関連産業や住宅行政のDX 主な取組 ICT機器等を活用した見守りの導入等の普及啓発(再掲):住宅政策課
32	庁内調整又は自主点検による修正	P54 第4章 施策展開と検証指標 4-2 施策の具体的内容 施策5-2 住宅関連産業や住宅行政のDX 主な取組 (新規)	住宅関連産業や住宅行政のDX 主な取組 住宅関連産業の多言語対応に向けた普及啓発:住宅政策課
33	庁内調整又は自主点検による修正	P54 第4章 施策展開と検証指標 4-2 施策の具体的内容 施策5-3 地域コミュニティ活動の活性化 そのために、地域活動に参画してもらうよう、ボランティア等の人材確保や地域活動への参加を促進するとともに、交流の場の確保にも努めます。また、市営住宅の集会所を用いた団地コミュニティ強化の検討や、地域活動の核となり活動する自治会等の活動支援を行うほか、市民協働による住まい周辺の道路や公園の緑化を推進します。さらに、熊本地震の教訓を踏まえ、普段から支え合う体制を整えるため、災害訓練の実施等による地域防災力の向上や、要配慮者への災害時支援体制の充実を図ります。	地域コミュニティ活動の活性化 そのために、地域活動に参画してもらうよう、ボランティア等の人材確保や地域活動への参加を促進するとともに、交流の場の確保にも努めます。また、 近年増加する外国人定住者のコミュニティ参加等の受け入れ環境の整備を図ります。 市営住宅の集会所を用いた団地コミュニティ強化の検討や、 地域 の核となり活動する 町内自治会 の 運営 支援等を行うほか、市民協働による住まい周辺の道路や公園の緑化を推進します。 さらに、熊本地震の教訓を踏まえ、普段から支え合う体制を整えるため、災害訓練の実施等による地域防災力の向上や、要配慮者への災害時支援体制の充実を図ります。
34	庁内調整又は自主点検による修正	P55 第4章 施策展開と検証指標 4-2 施策の具体的内容 施策5-3 地域コミュニティ活動の活性化 主な取組 (新規)	地域コミュニティ活動の活性化 主な取組 地域日本語教室の開催:国際課 帰国・外国人児童生徒に対する教育環境整備:教育委員会事務局 指導課 在住外国人を含む自治会未加入世帯を対象とした自治会加入の促進:地域活動推進課
35	庁内調整又は自主点検による修正	P56 第4章 施策展開と検証指標 4-2 施策の具体的内容 施策5-4 移住・定住の促進 主な取組 (新規)	移住・定住の促進 主な取組 住宅関連産業の多言語対応に向けた普及啓発(再掲):住宅政策課

No	変更事由	修正前(旧・11月会議時の素案)	修正後(新・改定案)																					
36	住宅審議会意見を受けた修正	P58 第4章 施策展開と検証指標 4-2 施策の具体的内容 既存住宅の流通促進による効果 (新規)	(P49の内容を中心に新設、以下ページ番号の変更) 令和5年(2023年)住宅・土地統計調査によると、本市の持ち家総数は約17万戸であり、住宅を取得する際の中古住宅購入戸数は26,800戸と、その割合は15.6%であり、20政令市中16位と、既存住宅が十分に流通しているとはいえない状況です。 そのため、施策4-1「既存住宅の流通促進」の検証指標にも掲げ、その割合を高めるような取組を推進していきます。 既存住宅が流通することによって、2050年カーボンニュートラルの実現以外にも本計画の各目標・施策にまたがる多くの効果が見込めます。 <table><tr><th colspan="3">既存住宅の流通促進による効果</th></tr><tr><th>効果</th><th>効果の詳細</th><th>関連する主な目標・施策とページ</th></tr><tr><td>空き家の抑制</td><td>既存住宅が流通すれば、空き家が減少していきます。</td><td>施策 2-3 「空き家の適正管理と活用促進」(P42)</td></tr><tr><td>CO₂排出量の削減</td><td>新築工事による温室効果ガス排出が抑制されます。</td><td>目標 4 「2050 年カーボンニュートラルに向けた『持続可能な住まいの実現』」(P49)</td></tr><tr><td>防災・減災</td><td>耐震化・不燃化が進むことで、市街地での災害に強いまちづくりにつながります。</td><td>施策 2-1 「住宅の耐震化の促進」(P36) 施策 2-2 「災害に強い住宅づくりや防災意識の啓発」(P38)</td></tr><tr><td>住宅市場の活性化</td><td>建て替え、リフォームにより、建築、不動産市場への高い経済効果が見込めます。</td><td>施策 5-2 「住宅関連産業や住宅行政のDX」(P52)</td></tr><tr><td>移住者対策</td><td>活発な住宅市場では、移住者の選択の幅が広がります。</td><td>施策 5-4 「移住・定住の促進」(P54)</td></tr></table> 空き家の割合が大きい地域や、昭和56年(1980年)以前の旧耐震基準建築の住宅割合が大きい地域では、第4章に記載した各施策の「主な取組」に加え、既存住宅の流通のために取組の強化が求められます。 したがって、本計画期間において、どのような圏域・地域に空き家や旧耐震基準建築の住宅が集中しているか等を調査し、結果を基に関連施策の複合的な促進を図ります。	既存住宅の流通促進による効果			効果	効果の詳細	関連する主な目標・施策とページ	空き家の抑制	既存住宅が流通すれば、空き家が減少していきます。	施策 2-3 「空き家の適正管理と活用促進」(P42)	CO ₂ 排出量の削減	新築工事による温室効果ガス排出が抑制されます。	目標 4 「2050 年カーボンニュートラルに向けた『持続可能な住まいの実現』」(P49)	防災・減災	耐震化・不燃化が進むことで、市街地での災害に強いまちづくりにつながります。	施策 2-1 「住宅の耐震化の促進」(P36) 施策 2-2 「災害に強い住宅づくりや防災意識の啓発」(P38)	住宅市場の活性化	建て替え、リフォームにより、建築、不動産市場への高い経済効果が見込めます。	施策 5-2 「住宅関連産業や住宅行政のDX」(P52)	移住者対策	活発な住宅市場では、移住者の選択の幅が広がります。	施策 5-4 「移住・定住の促進」(P54)
既存住宅の流通促進による効果																								
効果	効果の詳細	関連する主な目標・施策とページ																						
空き家の抑制	既存住宅が流通すれば、空き家が減少していきます。	施策 2-3 「空き家の適正管理と活用促進」(P42)																						
CO ₂ 排出量の削減	新築工事による温室効果ガス排出が抑制されます。	目標 4 「2050 年カーボンニュートラルに向けた『持続可能な住まいの実現』」(P49)																						
防災・減災	耐震化・不燃化が進むことで、市街地での災害に強いまちづくりにつながります。	施策 2-1 「住宅の耐震化の促進」(P36) 施策 2-2 「災害に強い住宅づくりや防災意識の啓発」(P38)																						
住宅市場の活性化	建て替え、リフォームにより、建築、不動産市場への高い経済効果が見込めます。	施策 5-2 「住宅関連産業や住宅行政のDX」(P52)																						
移住者対策	活発な住宅市場では、移住者の選択の幅が広がります。	施策 5-4 「移住・定住の促進」(P54)																						
37	庁内調整又は自主点検による修正	P59 第4章 施策展開と検証指標 4-2 施策の具体的内容 近隣市町の住宅政策の現状 ◆近隣市町の人口等 本市の人口は、自然動態では減少を始めたものの社会動態では増加しており、約74万人を維持しています。また、世帯数は増加を続けており、単身世帯の増加が一因となっています。近隣市町では、半導体企業等の進出などの要因により、合志市、菊陽町等では人口が増加している一方、玉名市、山鹿市等では人口が減少しています。 今後も、企業等の進出市町の土地不足や地価の高騰、本市の生活利便性や教育環境の充実等を理由に、本市への転入者数は増加すると考えられます。不足する可能性のある住宅ストックの受け皿としての体制が、本市には求められています。 また、令和2年(2020年)国勢調査によると、熊本市は昼間人口が夜間人口より約12,000人多く、昼夜間人口比率が101.6%と流入超過となっています。15歳以上の流入人口68,641人のうち、合志市が11,529人(16.8%)、益城町が6,907人(10.1%)、菊陽町が6,838人(10.0%)の順で多くなっています。	◆近隣市町の人口等 本市の人口は、自然動態では減少を始めたものの、外国人転入出者も含め、社会動態では増加しており、約74万人を維持しています。また、世帯数は増加を続けており、単身世帯の増加が一因となっています。近隣市町では、半導体関連企業等の進出などの要因により、合志市、菊陽町等では人口が増加している一方、玉名市、山鹿市等では人口が減少しています。 企業等進出による近隣市町の土地不足や地価の高騰、本市の生活利便性や教育環境の充実等を理由とした現在の転入増加の状況にあっては、不足する可能性のある住宅ストックの受け皿としての体制が、本市には求められています。 また、令和2年(2020年)国勢調査によると、熊本市は昼間人口が夜間人口より約12,000人多く、昼夜間人口比率が101.6%と流入超過となっています。15歳以上の流入人口68,641人のうち、合志市が11,448人(16.7%)、益城町が6,867人(10.0%)、菊陽町が6,802人(9.9%)の順で多くなっています。																					
38	庁内調整又は自主点検による修正	P60 第4章 施策展開と検証指標 4-2 施策の具体的内容 近隣市町 政令指定都市である本市は、産業、経済、教育、文化等の各面で、熊本県全体のけん引役を担う地域であり、住生活分野においても都市的生活の魅力向上に向けた政策に取り組めます。 ① 利便性の高い地域への居住誘導 秩序ある居住の配置を目指し、「公共交通や都市機能が充実している地域」や「充実を目指す地域」への居住誘導を図ります。 ② 住宅市場の活性化 空き家のリフォーム補助や中古住宅購入費補助等と共に、都市計画の見直しや市有地集約による余剰地活用をもって、民間で行われる住宅供給を支援します。 ③ 定住促進 移住者だけでなく、家賃高騰等による住宅困窮者や近隣市町での土地不足に起因する移住者等の定住促進を図ります。 ④ 住宅政策の連携 近隣の自治体や民間住宅市場関係者から情報を収集・共有し、連携を模索すると共に、有用な情報を移住者等へ発信します。 また、近隣市町とともに住宅政策上の共通する課題を整理・共有することから取り組みをスタートさせ、将来的には、熊本連携中枢都市圏において共同で住宅政策に取り組むことを目指します。	と連携した本市の取組方針 政令指定都市である本市は、産業、経済、教育、文化等の各分野で、熊本県全体のけん引役として市域を越えた広域連携の強化を図っており、住生活分野においても、近隣市町村と連携し、豊かな住生活の実現に向けた施策に取り組む必要があります。 近年は、「第2章 住生活における現状と課題」の「図2-16 外国人人口の推移」(14ページ)で示したように、急増している外国人に対しても、住宅の供給や地域コミュニティ参加への支援等、受け入れ環境の整備が求められています。 そこで、近隣市町とともに、住宅政策上の共通する課題を整理・共有することから取組をスタートさせ、将来的には、熊本連携中枢都市圏において共同で住宅政策に取り組むことを目指します。 ① 利便性の高い地域への居住誘導 秩序ある居住の配置を目指し、「公共交通や都市機能が充実している地域」や「充実を目指す地域」への居住誘導を図ります。 ② 住宅市場の活性化 空き家のリフォーム補助や中古住宅購入費補助等と共に、都市計画の見直しや市有地集約による余剰地活用をもって、民間で行われる住宅供給を支援します。 ③ 定住促進 移住者だけでなく、家賃高騰等による住宅困窮者や近隣市町での土地不足に起因する移住者等の定住促進を図ります。 ④ 住宅政策に関する情報の収集及び発信 近隣市町や民間住宅市場関係者から情報を収集・共有し、連携を模索するとともに、有用な情報を移住者等へ発信します。(削除)																					

No	変更事由	修正前(旧・11月会議時の素案)	修正後(新・改定案)																																
39	庁内調整又は自主点検による修正	P62 第4章 施策展開と検証指標 4-2 施策の具体的内容 各区の住生活の特色	<table><tr><th>項目(単位)</th><th>時点</th><th>出典</th></tr><tr><td>① 総人口(人)</td><td rowspan="4">2024</td><td rowspan="4">住民基本台帳 (10月1日)</td></tr><tr><td>② 15歳未満人口割合(%)</td></tr><tr><td>③ 15～64歳人口(%)</td></tr><tr><td>④ 65歳以上人口(%)</td></tr><tr><td>⑤ 総世帯に占める単独世帯の割合(%)</td><td>2023</td><td>住宅・土地統計調査</td></tr><tr><td>⑥ 外国人人口(人)</td><td>2024</td><td>住民基本台帳 (10月1日)</td></tr><tr><td>⑦ 居住する住宅(広さ・間取り・設備・耐震・断熱・遮音等の性能)に「とても満足」「やや満足」と回答した市民の割合(%)</td><td rowspan="2">2024</td><td rowspan="2">熊本市総合計画 市民アンケート</td></tr><tr><td>⑧ 居住する地域で、良好な居住環境(街並み・日照・風通し・緑化等)が保たれていると「とても感じる」「やや感じる」と回答した市民の割合(%)</td></tr><tr><td>⑨ 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合(%)※</td><td>2023</td><td>熊本市住宅政策課 市営住宅課 高齢福祉課 介護事業指導課 熊本県住宅課</td></tr><tr><td>⑩ セーフティネット住宅の登録戸数(戸)</td><td>2024</td><td>熊本市住宅政策課</td></tr><tr><td>⑪ 1981年以降建築の住宅数割合(%)</td><td rowspan="2">2023</td><td rowspan="2">住宅・土地統計調査</td></tr><tr><td>⑫ 空き家率(%)</td></tr><tr><td>⑬ マンション戸数(戸)</td><td>2024</td><td>熊本市住宅政策課</td></tr></table> ※以下、各5区のレーダーチャートにて「⑥外国人人口」の項目を追加 また、「課題解決に有効な取組」表に「グラフ関連番号」列を追加し、「※5目標18施策(28ページ以降)における各「主な取組」は、全市で共通して取り組むものである。ここでは、各区のレーダーチャートから読み取れた課題に対して有効と思われる代表的な取組を列記した。」と注意書きを付した。	項目(単位)	時点	出典	① 総人口(人)	2024	住民基本台帳 (10月1日)	② 15歳未満人口割合(%)	③ 15～64歳人口(%)	④ 65歳以上人口(%)	⑤ 総世帯に占める単独世帯の割合(%)	2023	住宅・土地統計調査	⑥ 外国人人口(人)	2024	住民基本台帳 (10月1日)	⑦ 居住する住宅(広さ・間取り・設備・耐震・断熱・遮音等の性能)に「とても満足」「やや満足」と回答した市民の割合(%)	2024	熊本市総合計画 市民アンケート	⑧ 居住する地域で、良好な居住環境(街並み・日照・風通し・緑化等)が保たれていると「とても感じる」「やや感じる」と回答した市民の割合(%)	⑨ 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合(%)※	2023	熊本市住宅政策課 市営住宅課 高齢福祉課 介護事業指導課 熊本県住宅課	⑩ セーフティネット住宅の登録戸数(戸)	2024	熊本市住宅政策課	⑪ 1981年以降建築の住宅数割合(%)	2023	住宅・土地統計調査	⑫ 空き家率(%)	⑬ マンション戸数(戸)	2024	熊本市住宅政策課
項目(単位)		時点	出典																																
① 総人口(人)	2024	住民基本台帳 (10月1日)																																	
② 15歳未満人口割合(%)																																			
③ 15～64歳人口(%)																																			
④ 65歳以上人口(%)																																			
⑤ 総世帯に占める単独世帯の割合(%)	2023	住宅・土地統計調査																																	
⑥ 外国人人口(人)	2024	住民基本台帳 (10月1日)																																	
⑦ 居住する住宅(広さ・間取り・設備・耐震・断熱・遮音等の性能)に「とても満足」「やや満足」と回答した市民の割合(%)	2024	熊本市総合計画 市民アンケート																																	
⑧ 居住する地域で、良好な居住環境(街並み・日照・風通し・緑化等)が保たれていると「とても感じる」「やや感じる」と回答した市民の割合(%)																																			
⑨ 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合(%)※	2023	熊本市住宅政策課 市営住宅課 高齢福祉課 介護事業指導課 熊本県住宅課																																	
⑩ セーフティネット住宅の登録戸数(戸)	2024	熊本市住宅政策課																																	
⑪ 1981年以降建築の住宅数割合(%)	2023	住宅・土地統計調査																																	
⑫ 空き家率(%)																																			
⑬ マンション戸数(戸)	2024	熊本市住宅政策課																																	
40	庁内調整又は自主点検による修正	P63、64 第4章 施策展開と検証指標 4-2 施策の具体的内容 各区の住生活の特色 中央区	◆区の特徴 中央区は、東区に次いで人口が多い区で、15～64歳の生産年齢人口の割合が高い状況です。大学や高校、企業の立地もあり、他区からの通勤・通学者、買い物客が多く、昼夜の人口差が大きいという特色があります。 ◆住生活の課題・展望 また、単独世帯が多いことから、地域のコミュニティ活性化を目指します。 課題解決に有効な取組																																
41		パブリックコメント意見を受けた修正	P63、64 第4章 施策展開と検証指標 4-2 施策の具体的内容 各区の住生活の特色 東区	◆区の特徴 中央区は、東区に次いで人口が多い区で、15～64歳の生産年齢人口の割合が高い状況です。大学や高校、企業の立地もあり、他区からの通勤・通学者、買い物客が多く、昼夜の人口差が大きいという特色があります。また、外国人人口が最も多く、令和6年(2024年)10月時点で4,000人弱が中央区に居住しています。 ◆住生活の課題・展望 また、単独世帯が多いことから、地域のコミュニティ活性化を目指します。外国人に対しては、受け入れ環境の整備を目指します。 課題解決に有効な取組 在住外国人を含む自治会未加入世帯を対象とした自治会加入の促進：地域活動推進課 地域日本語教室の開催：国際課 帰国・外国人児童生徒に対する教育環境整備：教育委員会事務局 指導課																															
42	庁内調整又は自主点検による修正	P73、74 第4章 施策展開と検証指標 4-3 検証指標																																	
43		住宅審議会意見を受けた修正	5指標において「※ペンディング中」、また一部指標で計算の誤りあり。	※全指標・数値を提示。誤りの数値を修正。																															
44	庁内調整又は自主点検による修正	P73、74 第4章 施策展開と検証指標 4-3 検証指標																																	
45		P79 資料編 熊本市住宅審議会 開催経緯																																	
45	庁内調整又は自主点検による修正	令和6年度 第3回住宅審議会 (予定) (空欄)	令和6年度 第3回住宅審議会 ・住生活基本計画素案のパブリックコメント結果と改定案について ・住宅セーフティネット計画改定案・高齢者住まい計画改定案について ・マンション管理適正化推進計画改定案について 令和7年(2025年)2月18日																																
45		P79 資料編 その他の現況整理 「ひと」の視点	地域別外国人人口の推移(左)及び国籍別内訳(右) ●地域別の外国人人口はアジアが最も多く、近年は5,000人超で推移しています。次いで北アメリカにおいて250人程度で推移しています。 ●令和3年(2021年)12月末時点の国籍別の構成比をみると、中国が26%と最も多く、次いでベトナムが24%となっています。	(削除) ※P24に内容を修正して掲載																															

No	変更事由	修正前(旧・11月会議時の素案)	修正後(新・改定案)																																					
46	住宅審議会意見を受けた修正	P92 資料編 その他の現況整理 「ひと」の視点 (新規)	全国、政令市全体、熊本市の在留外国人の国籍別割合(全国のトップ10位までの国) ●全国では、中国、ベトナム、韓国国籍の順で在留外国人割合が大きくなっています。熊本市でも中国、ベトナムまでは同様ですが、3位以降の構成比が異なります(24ページの図2-33とは利用した資料が異なるため、数値が異なっています)。 資料:在留外国人統計(2023年12月末)																																					
47	庁内調整又は自主点検による修正	P97 資料編 熊本市住宅審議会 その他の現況整理 「住まい」の視点 長期優良住宅認定件数の推移 ●長期優良住宅は、平成24年(2012年)以降、認定件数は着実に増加しており、令和3年(2021年)、令和4年(2022年)は800件程度となっています。また、着工戸数に占める割合も増加傾向にあり、令和4年で12.3%となっています。	長期優良住宅ストック数の推移 ●長期優良住宅のストック数は着実に増加しており、令和5年(2023年)時点で10,154戸となっています。																																					
48	住宅審議会意見を受けた修正	P100 資料編 熊本市住宅審議会 その他の現況整理 「住まい」の視点 (新規)	市の地勢と気候 ●本市は、金峰山を主峰とする複式火山帯と、これに連なる立田山等の台地からなり、頭部は阿蘇外輪山火山群によってできた丘陵地帯、南部は白川の三角州で形成された低平野となっています。 ●九州山地の西側にあり、有明海側から暖かく湿った空気が流れ込むため、大雨や集中豪雨が発生しやすい地域です。 ●有明海との間に金峰山系が連なり内陸盆地的気象条件となり、寒暖の較差が大きく冬から春への移り変わりは早く、夏は比較的長いことが多いようです。 ●西部は主に平野部からなり、夏は暑く、冬は冷え込む日があるなど年間を通して寒暖の差が大きい地域です。東部は丘陵地や山地が多く、夏は平野部ほど暑くありませんが、冬は寒く山地を中心に積雪となる日も多い地域です。 ●春から夏にかけて南西の風、秋から冬にかけて北寄りの風が吹く傾向にあります。																																					
		<table><tr><td colspan="13">風向・風速 (H16～R5:過去20年の平均)</td></tr><tr><td>平均(m/s)</td><td>1.8</td><td>2</td><td>2.2</td><td>2.3</td><td>2.2</td><td>2.5</td><td>2.3</td><td>2.5</td><td>2.3</td><td>2</td><td>1.7</td><td>1.7</td></tr><tr><td>最多風向</td><td>北北東</td><td>北北西</td><td>北北西</td><td>南西</td><td>南西</td><td>南西</td><td>南西</td><td>南西</td><td>北北西</td><td>北北西</td><td>北北東</td><td>北北東</td></tr></table>	風向・風速 (H16～R5:過去20年の平均)													平均(m/s)	1.8	2	2.2	2.3	2.2	2.5	2.3	2.5	2.3	2	1.7	1.7	最多風向	北北東	北北西	北北西	南西	南西	南西	南西	南西	北北西	北北西	北北東
風向・風速 (H16～R5:過去20年の平均)																																								
平均(m/s)	1.8	2	2.2	2.3	2.2	2.5	2.3	2.5	2.3	2	1.7	1.7																												
最多風向	北北東	北北西	北北西	南西	南西	南西	南西	南西	北北西	北北西	北北東	北北東																												
49		P106-110 資料編 用語集 (新規)	※「GX」等、複数追加(省略)。																																					